

## 明治大学研究助成の受入れに関する要綱

2017年1月17日制定

2016年度例規第6号

(趣旨)

**第1条** この要綱は、明治大学研究・知財戦略機構規程第3条第3号及び第5号の規定に基づき、明治大学（以下「本大学」という。）における学術研究の奨励を目的として、学外の団体又は機関から本大学の教職員に交付される研究助成（以下「研究助成」という。）の受入れに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の研究助成のうち、各省庁、国立研究開発法人、独立行政法人等の公的研究機関から学術研究の奨励を目的として交付され、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）の適用を受けるものの受入れについては、別の定めによる。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 研究助成団体 公益財団法人、一般財団法人及びその他民間団体のうち、研究に対して助成、表彰、奨学等の事業を行う団体又は機関をいう。
- (2) 研究助成金 研究助成団体が公募する助成事業に応募し、採択によって当該研究助成団体から本大学の教職員に交付される研究費をいう。
- (3) 助成研究 本大学の教職員が研究助成金に基づき行う研究をいう。
- (4) 助成条件等 研究助成団体が研究助成金の交付に際して付した助成条件、公募若しくは実施要領又は第7条第1項に規定する契約をいう。

(応募条件)

**第3条** 本大学の教職員は、助成条件等が次の各号のいずれにも該当する場合に限り、研究助成に応募することができる。

- (1) 本大学における研究活動の発展及び知的財産の社会への還元に寄与し、かつ、「明治大学社会連携ポリシー（2004年10月26日理事会承認）」に反しないこと。
- (2) 助成研究により得られた発明等が、明治大学発明等に関する規程第2条第3項に規定する職務関連発明として取り扱うことができること。

(3) 本大学の運営・業務及び本大学の教職員としての教育研究活動に支障がないと認められること。

(届出)

**第4条** 研究助成に応募しようとする本大学の教職員は、所定の様式により、当該応募をする前に研究・知財戦略機構長（以下「機構長」という。）に届け出なければならない。

(受入れ)

**第5条** 本大学の教職員は、研究助成に応募し、及び採択されたときは、速やかに機構長に報告するとともに、その採択を証する書類の写しを提出しなければならない。

2 機構長は、研究助成に採択された本大学の教職員（以下「研究担当者」という。）から前項の報告があったときは、研究助成が第3条各号に掲げる条件を判断基準として、研究助成の受入れの諾否を決定するとともに、研究担当者及び当該研究担当者の所属する学部長又は部署長（以下「所属長」という。）に対し、遅滞なく、その結果を通知しなければならない。

3 機構長は、前項の規定により受入れを決定した場合、研究助成金を預り金として受け入れる。

(受入れの例外)

**第6条** 前条の規定にかかわらず、機構長は、研究助成団体から、助成条件等の定めるところにより、研究助成を次の各号のいずれかに該当する要綱により受け入れるよう要請を受けたときは、当該要綱の定めるところにより、研究助成を受け入れるものとする。

(1) 明治大学学術研究奨励寄付の受入れに関する要綱第1条に規定する奨励寄付（以下「奨励寄付」という。）としての受入れ

(2) 明治大学受託研究に関する要綱第2条に規定する受託研究としての受入れ

(3) 明治大学と学外機関との共同研究に関する要綱第2条に規定する共同研究としての受入れ

(契約)

**第7条** 研究助成の採択に伴い研究助成団体から要請された研究助成の受入れに関する契約（以下「契約」という。）は、理事長と研究助成団体との間で締結するものとする。ただし、研究担当者は、助成条件等の定めるところにより、研究担当者と研究助成団体との間で契約を締結することが義務付けられているときは、理事長の承認を得て、これを締結することができる。

2 締結された契約の内容について重大な変更又は当該契約の更新を行う場合には、機構長を経て、理事長の承認を得なければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、理事長は、契約に関する権限を機構長に委任することができる。

(研究助成金の納入)

**第8条** 機構長は、第5条第2項の規定により研究助成の受入れを決定したときは、研究助成団体に対し、研究助成金の納入について通知する。

2 助成条件等の定めるところにより、研究担当者の口座に研究助成金が納入された場合、研究担当者は、預り金又は奨励寄付として、改めて学校法人明治大学（以下「法人」という。）に研究助成金を納入するものとする。

3 法人は、前項の規定により研究助成金が奨励寄付として納入された場合、明治大学学術奨励寄付の受入れに関する要綱に基づき、当該研究助成金を受け入れるものとする。

4 法人にいったん納入された研究助成金は、返還しない。ただし、機構長は、助成条件等において次の各号に掲げる事項が規定されているときは、当該助成条件等の定めるところにより、研究助成金を返還することができる。

(1) 所定の助成研究期間終了後に研究助成金の残額を返還する事項

(2) 助成研究の全部又は一部を取り消し、変更し、又は中止する場合において、研究助成金の全部又は一部を返還する事項

(経理の委任)

**第9条** 研究担当者は、研究助成金に係る経理を法人に委任しなければならない。

(管理手数料)

**第10条** 法人は、納入された研究助成金のうち、10パーセントに相当する額を管理手数料として徴収する。ただし、助成条件等により、管理手数料の割合に関し、別に定めがある場合は、当該助成条件等の定めるところによる。

(支出及び清算)

**第11条** 本大学の研究助成金の支出及び清算手続は、関係法令、助成条件、校規等を遵守するとともに、所定の方法により、これを行う。

(助成研究の中止)

**第12条** 機構長は、助成研究を行う過程において、特別な理由のために、助成条件等を履行しがたいものと認めたときは、研究助成団体と協議の上、当該助成研究を中止することができる。

2 機構長は、前項の規定により、助成研究を中止したときは、速やかに、中止の理由及びその処置について、理事長及び所属長に報告しなければならない。

(研究成果の報告及び公表)

**第13条** 研究担当者は、助成条件等に規定された期日までに、助成研究の成果について、機構長及び研究助成団体に報告しなければならない。

2 前項の規定により報告された研究の成果は、原則として、研究担当者によって、公表されるものとする。ただし、公表の時期について助成条件等により定めがあるときは、これに従い公表するものとする。

(物件等の帰属)

**第14条** 研究助成団体から受け入れた研究助成金によって調達され、又は製作された物件等は、助成条件等に別段の定めのない限り、法人に帰属するものとする。

(知的財産権)

**第15条** 助成条件等の履行に伴って生じた知的財産権に係る権利の帰属については、研究・知財戦略機構と研究助成団体との協議の上、決定するものとする。

(事務)

**第16条** この要綱に関する事務は、研究推進部が行い、当該事務のうち、中野キャンパスに関する事項については、中野キャンパス事務部がこれに協力するものとする。

(要綱の改廃)

**第17条** この要綱を改廃するときは、研究・知財戦略機構会議の議を経なければならない。

**附 則** (2016年度例規第6号)

この要綱は、2017年(平成29年)4月1日から施行する。

(通達第2437号)